2026年5月11日

各　位

東京都渋谷区神宮前三丁目 28 番1号
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役　社長執行役員
松崎　善則
（コード番号：7606　東証プライム）
問合わせ先
ＩＲ部　部長　三井　俊治
電話番号　03-6804-5706

会社分割による持株会社体制移行に伴う吸収分割契約の締結および定款の一部変更（商号および事業目的等の一部変更）に関するお知らせ

当社は、2026年3月26日付「持株会社体制への移行準備開始および分割準備会社の設立に関するお知らせ」において、2026年10月1日を目途に会社分割の方式により持株会社体制へ移行する旨を公表しております。

当社は、本日開催の取締役会において、当社の100%子会社である株式会社ユナイテッドアローズ（以下、「新ユナイテッドアローズ社」といいます）との吸収分割契約を締結する旨（以下、かかる吸収分割契約に基づく吸収分割を「本件吸収分割」といいます）の決議をいたしましたのでお知らせいたします。

また、持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を2026年10月1日付で「株式会社TABAYAホールディングス」に変更するとともに、その事業の目的を持株会社体制移行後の事業に合わせるべく、定款の一部変更を行うことも決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本件吸収分割および定款の一部変更につきましては、2026年6月22日開催予定の当社定時株主総会による承認が得られることを条件に実施いたします。

また、本件吸収分割は新ユナイテッドアローズ社に当社の事業を承継させる会社分割であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

記

Ⅰ．会社分割による持株会社体制への移行

１．会社分割による持株会社体制への移行の背景と目的

2023年5月、当社は2032 年（2033 年3 月期）を目標とする長期ビジョン「美しい会社 ユナイテッドアローズ、真善美を追求し続けることでサステナブルな社会の実現に貢献し、お客様に愛され続ける高付加価値提供グループになる」を発表しました。長期ビジョン達成時において、当社は高感度・高付加価値ライフスタイル提供グループでありたいと考えています。これは創業来掲げている日本の生活文化のスタンダードの創造であり、日本において高感度な生活をするために当社が欠かせない存在であることです。そのためにはファッションを軸にした既存ドメインでの成長拡大に加え、アパレル以外の領域への進出も検討・実施し、業容と顧客層の拡大が不可欠です。

今後、当社のグループ体制強化とさらなる成長のためには、柔軟かつ機動的な経営判断を実行することが可能になるグループ運営体制が最適と判断し、持株会社体制へ移行することとしました。本件吸収分割は、かかる持株会社体制への移行の一環として行うものであります。

持株会社はM&Aを含む多角化の推進、グループ経営の高度化、ガバナンスの強化、子会社経営の自立性の向上を、事業会社は既存事業のさらなる成長および事業領域の拡大を目指してまいります。

２．持株会社体制への移行の概要

⑴ 本件吸収分割の日程

2026年3月26日	分割準備会社設立に関する取締役会決議
2026年4月1日	分割準備会社の設立
2026年5月11日	吸収分割契約に関する取締役会決議、吸収分割契約の締結
2026年6月22日（予定）	株主総会における持株会社体制の承認
2026年10月1日（予定）	持株会社体制への移行（吸収分割の効力発生日）

⑵ 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、分割する事業を当社の100%子会社である新ユナイテッドアローズ社に承継させ、2026年10月1日を目途に持株会社体制へ移行する予定です。また、当社は、持株会社として引き続き上場を維持いたします。

⑶ 本件吸収分割にかかる割当ての内容

本件吸収分割に際し、吸収分割承継会社である新ユナイテッドアローズ社は普通株式2,000株を発行し、当社に割当交付いたします。

⑷ 本件吸収分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

⑸ 本件吸収分割により増減する資本金

本件吸収分割による当社の資本金に増減はありません。

⑹ 承継会社が承継する権利義務

新ユナイテッドアローズ社は別途個別に締結する吸収分割契約に定める資産、債務、契約その他権利義務を承継いたします。

なお、新ユナイテッドアローズ社が当社から承継する債務につきましては、併存的債務引受の方法によるものといたします。

⑺ 債務履行の見込み

当社および新ユナイテッドアローズ社は、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。従いまして、本件吸収分割において、当社および新ユナイテッドアローズ社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題はないと判断しております。

３．本件吸収分割の当事会社の概要

		分割会社[1] (2026年3月31日現在)	承継会社 (2026年4月1日設立時)
（1）	名称	株式会社ユナイテッドアローズ	株式会社ユナイテッドアローズ
（2）	所在地	東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目18番5号
（3）	代表者の 役職・氏名	代表取締役社長執行役員　松崎善則	代表取締役社長　松崎善則
（4）	事業内容	紳士服・婦人服および 雑貨等の企画・仕入および販売	紳士服・婦人服および 雑貨等の企画・仕入および販売
（5）	資本金	3,030百万円	100百万円
（6）	設立年月日	1989年10月2日	2026年4月1日
（7）	発行済 株式数	30,213,676株	2,000株

（8）	決算期	3月末		3月末	
（9）	大株主 および 持株比率	日本マスタートラスト信託銀行（信託口）	12.01%	株式会社ユナイテッドアローズ	100%
		株式会社日本カストディ銀行（信託口）	11.87%		
		重松　理	8.34%		
		株式会社エー・ディー・エス	7.21%		
		JP JPMSE LUX RE UBSAG LONDON BRANCH EQ CO 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	2.79%		
		JP モルガン証券株式会社	2.60%		
		STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301 常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部	2.38%		
		野村信託銀行株式会社（信託口）	1.60%		
		BNYM SA／NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE 常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行	1.55%		
		三菱UFJ信託銀行株式会社 常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.54%		
		瀧定名古屋株式会社	1.54%		
（１０）	当事会社間の関係	資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式を100%保有しております。		
		人的関係	分割会社より承継会社へ取締役と監査役を派遣しております。		
		取引関係	事業を開始していないため、現時点では分割会社との取引はありません。		

（１１）直前事業年度の財政状態および経営成績

	2026年3月31日（単体）	2026年4月1日（単体）[2]
純資産	42,158百万円	200百万円
総資産	71,175百万円	200百万円
1株当たり純資産	1526.36円	100,000円
売上高	154,109百万円	—
営業利益	9,510百万円	—
経常利益	9,947百万円	—
当期純利益	6,136百万円	—
1株当たり当期純利益	222.19円	—

（注）1.分割会社は、2026年10月1日付で「株式会社TABAYAホールディングス」に商号変更予定です。

2. 承継会社におきましては最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載の項目のみ表記しております。

4．分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

紳士服・婦人服および雑貨等の企画・仕入および販売

(2) 分割する部門の経営成績（2026年3月期）

	分割事業（a）	当社実績（b）	比率（a÷b）
売上高	154,109百万円	154,109百万円	100%

(3) 分割する資産、負債の項目および金額（2026年3月31日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	40,844百万円	流動負債	24,371百万円
固定資産	24,711百万円	固定負債	4,206百万円
合計	65,556百万円	合計	28,576百万円

（注）上記金額は2026年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります

5．本件吸収分割後の状況（2026年10月1日）

		分割会社	承継会社
（1）	名称	株式会社TABAYAホールディングス（2026年10月1日付で「株式会社ユナイテッドアローズ」より商号変更予定）	株式会社ユナイテッドアローズ
（2）	所在地	東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号	東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号（2026年10月1日付で東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目18番5号より変更予定）
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員　松崎善則	代表取締役社長　松崎善則
（4）	事業内容	グループ会社の事業活動に対する経営管理等	紳士服・婦人服および雑貨等の企画・仕入および販売
（5）	資本金	3,030百万円	100百万円
（6）	決算期	3月末	3月末

6．今後の見通し

本件吸収分割は、当社の100%子会社へ事業を承継させる吸収分割であるため、当社の業績に与える影響は軽微です。

Ⅱ．定款の変更（商号および事業目的等の一部変更）

1．定款変更の理由

持株会社体制への移行に際して、本件吸収分割の承認を条件として、当社の商号を「株式会社TABAYAホールディングス」に変更し、事業目的を持株会社としてのグループ会社の事業活動に対する経営管理等に変更するものです。なお、当該定款変更は、本件吸収分割の効力発生日（2026年10月1日（予定））に効力が生じるものとします。

２．定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
（商　号） 第１条　当会社は、株式会社ユナイテッドアローズと称し、英文ではＵＮＩＴＥＤＡＲＲＯＷＳ ＬＴＤ．と表示する。	（商　号） 第１条　当会社は、株式会社 TABAYA ホールディングスと称し、英文では TABAYA HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。
（目　的） 第２条　当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。	（目　的） 第２条　当会社は、下記の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
１．～14.　〈条文省略〉	１．～14.　〈現行どおり〉
〈新設〉	附則 （効力発生日） １．　第１条（商号）及び第２条（目的）の変更は、2026 年６月 22 日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割契約に従って吸収分割の効力が発生することを条件として、2026 年 10 月１日に効力を発生するものとする。なお、本条の規定は、上記定款変更の効力発生日をもって削除する。

３．定款変更の日程

本定款変更承認の株主総会	2026 年６月 22 日（予定）
本定款変更の効力発生日	2026 年 10 月１日（予定）

以 上